

令和4年度第2回碧南市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和4年11月14日（月）

午後1時30分～

場 所 碧南市役所 6階 第2委員会室

1 あいさつ

2 会議録署名者の指名

3 市長からの諮問について

（資料1：諮問書）

4 議題

令和5年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて

（資料2：令和5年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて）

（参考資料1：本市の状況）

5 その他

令和4年度 碧南市国民健康保険運営協議会委員名簿

委員	氏名	所属	備考
被保険者代表委員	はの 彰 羽野 彰	公募	
	たかまつ よしみ 高松 好美	公募	
	つばもと みきお 鰐本 幹夫	公募	
	すぎうら たみお 杉浦 民生	中央地区在住	
	たかはし とみお 高橋 富夫	中央地区在住	
療養機関代表委員	いくた ゆずる 生田 譲	碧南市医師会	
	おさだ かずひさ 長田 和久	碧南市医師会	
	もぎ ひとし 茂木 仁志	碧南市医師会	
	さいとう ひでのぶ 齋藤 英延	碧南歯科医師会	
	いけだ ふみあき 池田 史明	碧南市薬剤師会	
公益代表委員	みしま たかじ 三島 孝二	あいち中央農協	職務代理
	かわはら こうじ 河原 厚司	民生委員児童委員協議会	会長
	さかきばら やすひろ 榊原 康廣	老人クラブ連合会	
	やまぐち みち代 山口 みち代	女性団体連絡協議会	
	すずき まさひろ 鈴木 将大	碧南青年会議所	

【敬称略】

4 碧国第 106 号

令和 4 年 11 月 14 日

碧南市国民健康保険運営協議会

会 長 河 原 厚 司 様

碧南市長 禰 宜 田 政 信

碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて（諮問）

碧南市国民健康保険条例第 2 条の規定により、令和 5 年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて、貴協議会の意見を求めます。

令和5年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて

1 国民健康保険特別会計の状況

(1) 実質単年度収支（決算）

*実質単年度収支＝単年度収支－前年度繰越金－基金繰入金＋基金積立金 単位：円

決算年度	実質単年度収支額	被保険者一人当たり	内訳			
			単年度収支額	前年度からの繰越金	基金繰入金	基金積立金
H30	△184,512,466	△12,871	79,013,240	688,525,895	0	425,000,189
R元	△121,900,366	△8,800	106,821,858	79,013,240	150,419,000	710,016
R2	△57,306,188	△4,141	64,890,089	106,821,858	15,836,000	461,581
R3	△220,556,910	△16,506	103,999,654	64,890,089	260,000,000	333,525

*通常、基金積立金は基金利子を積み立てるが、H30の基金積立金425,000,189円(利子189円含む)は、H29からの繰越金が688,525千円となったため基金に積み立てたもの

(2) 基金保有額（決算）（年度末）

決算年度	基金保有額（円）
H30	425,180,383
R元	275,471,399
R2	260,096,980
R3	432,505

(3) 令和4年度予算の状況（12月補正後（見込み））

- ・基金残 500円余（令和3年度基金繰入額260,000千円）
- ・一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入金 172,515千円

今後この状況が続けば、愛知県国民健康保険運営方針における赤字市町村になる。

2 国民健康保険の財政運営がひっ迫した主な理由

(1) 国保事業費納付金の激変緩和措置の対象外となったことに伴う納付金の増

平成30年度から都道府県が国保財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付する一方、市町村は都道府県が決定した国保事業費納付金を納付する仕組みとなった。ただし、制度改正前の平成28年度と比べ、納付金が一定割合以上増加する市町村には、最長令和5年度まで激変緩和措置があるが、本市は令和3年度以降、激変緩和措置の対象外となったため、納付金が増加した。

なお、令和4年度納付金については、愛知県は積算において一人当たりの納付金が大幅に上昇することを踏まえ市町村と協議し、決算剰余金の全額を納付金減算に活用することとした。このため、令和3年度よりも納付金の額が下がったが、この措置は

特例である。

年度	激変緩和前 納付金額 (円)	激変緩和額 (円)	激変緩和後 納付金額 (円)	前年度比 (円)
H30	2,050,589,657	47,893,798	2,002,695,859	—
R元	2,109,569,216	126,608,970	1,982,960,246	△19,735,613 (△0.99%)
R2	2,001,258,401	93,706,150	1,907,552,251	△75,407,995 (△3.8%)
R3	2,038,429,115	0	2,038,429,115	130,876,864 (+6.9%)
R4	2,024,480,816	0	2,024,480,816	△13,948,299 (△0.7%)

(2) 標準保険料率と本市の税率との乖離拡大

制度改正以降、都道府県は、納付金の額を決定、その額から市町村の標準保険料率を算出し、市町村では、標準保険料率を参考に税率を定めることとなった。

本市では、納付金、標準保険料率は上昇傾向にあるが、被保険者の保険税の負担緩和を図るため、基金を活用することで、税率を据え置き、財源不足を補ってきた。その結果、本市の税率は、標準保険料率と大きく乖離したものとなっており、納付金の財源が不足している。

○税率と令和4年度標準保険料率との乖離による影響額 2億6,500万円

(令和4年度課税データ(9月末)で積算)

区 分		標準保険料率	現行	乖離
基礎課税額 (医療分)	所得割	6.43 %	5.70 %	0.73 %
	均等割	27,503 円	24,600 円	2,903 円
	平等割	18,089 円	17,600 円	489 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.43 %	1.90 %	0.53 %
	均等割	10,098 円	9,500 円	598 円
	平等割	6,641 円	6,600 円	41 円
介護納付金 課税額	所得割	2.55 %	1.50 %	1.05 %
	均等割	13,101 円	9,300 円	3,801 円
	平等割	6,538 円	4,800 円	1,738 円
合計	所得割	11.41 %	9.1 %	2.31 %
	均等割	50,702 円	43,400 円	7,302 円
	平等割	31,268 円	29,000 円	2,268 円

(3) 令和4年度当初予算における基金の繰入

令和3年度から納付金の激変緩和措置対象外となり、令和3年度に基金残のほぼ全額を繰り入れた。令和4年度は基金残の432千円を繰り入れる。

3 税率改正（案）

(1) 方針

令和3年度国民健康保険運営協議会において、市の税率を急激に引き上げると被保険者の負担が激増するため、一般会計から法定外繰入金、基金等を活用した市独自の激変緩和措置を実施し、市の税率と直近の標準保険料率との乖離を令和4年度から5か年かけて段階的になくすことと決定されました。

(2) 令和5年度税率改正

令和4年度の税率上昇分を固定値として、令和8年度まで5年間毎年引き上げる。それに4年度標準保険料率の上昇分（減の場合は0）を加える。

※算定結果が4年度の標準保険料率を超える場合は、標準保険料率を上限とする。

区 分		改正案	現行	引上げ幅
基礎課税額 (医療分)	所得割	6.0 %	5.7 %	0.3 %
	均等割	26,700 円	24,600 円	2,100 円
	平等割	18,000 円	17,600 円	400 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.0 %	1.9 %	0.1 %
	均等割	9,700 円	9,500 円	200 円
	平等割	6,600 円	6,600 円	0 円
介護納付金 課税額	所得割	1.8 %	1.5 %	0.3 %
	均等割	10,600 円	9,300 円	1,300 円
	平等割	5,400 円	4,800 円	600 円
合計	所得割	9.8 %	9.1 %	0.7 %
	均等割	47,000 円	43,400 円	3,600 円
	平等割	30,000 円	29,000 円	1,000 円

*介護納付金課税額は、40歳から64歳までの被保険者がいる世帯が対象

【参考】令和4年度税率改正

区 分		改正後	改正前	引上げ幅
基礎課税額 (医療分)	所得割	5.7 %	5.6 %	0.1 %
	均等割	24,600 円	24,400 円	200 円
	平等割	17,600 円	17,500 円	100 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	1.9 %	1.8 %	0.1 %
	均等割	9,500 円	9,300 円	200 円
	平等割	6,600 円	6,500 円	100 円
介護納付金 課税額	所得割	1.5 %	1.2 %	0.3 %
	均等割	9,300 円	8,400 円	900 円
	平等割	4,800 円	4,300 円	500 円
合計	所得割	9.1 %	8.6 %	0.5 %
	均等割	43,400 円	42,100 円	1,300 円
	平等割	29,000 円	28,300 円	700 円

4 令和5年度税率改正による影響額

(1) 本市における保険税の影響額

76,000千円増（令和4年度賦課限度額を考慮）

(2) 被保険者世帯における影響額

ア モデル世帯

【課税所得140万円、被保険者2人（内1人は年齢40～64歳）】

年16,700円増（現行：233,900円）

イ 低所得世帯

【被保険者2人（内1人は年齢40～64歳）】

(ア) 7割軽減（均等割額・平等割）世帯 【平均課税所得 0円】

年2,200円増（現行：31,800円）

*減免対象世帯（下記）は、年1,400円増（現行：22,400円）

(イ) 5割軽減（均等割額・平等割）世帯 【平均課税所得 27.7万円】

年5,400円増（現行：78,300円）

(ロ) 2割軽減（均等割額・平等割）世帯 【平均課税所得 63.7万円】

年10,000円増（現行：143,000円）

【参考1】均等割額、平等割額の軽減（令和3年度決算）

区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減	計
軽減世帯数	2,140	1,150	1,078	4,368
全世帯（8,217世帯）に占める割合	26.0%	14.0%	13.1%	53.1%

【参考2】本市における低所得世帯減免制度

ア 減免理由 世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額等が0円の場合

イ 減免額（均等割額（軽減世帯は軽減後の額）＋平等割額（同））

×10分の3

ウ 実績（令和3年度） 1,086世帯（全世帯に占める割合：13.2%）

本市の状況

1 直近の税率と標準保険料率との乖離 【課税別（医療分、後期分、介護分）】

(1) 税率及び引上げ率

年度	医療分			後期分			介護分		
	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円
29	5.10 (0.30)	26,600 (2,000)	23,300 (2,000)	1.40	5,400	4,800	1.10	7,800	4,800
30	5.60 (0.50)	24,400 (△2,200)	17,500 (△5,800)	1.80 (0.40)	9,300 (3,900)	6,500 (1,700)	1.20 (0.10)	8,400 (600)	4,300 (△500)
R4	5.70 (0.10)	24,600 (200)	17,600 (100)	1.90 (0.10)	9,500 (200)	6,600 (100)	1.50 (0.30)	9,300 (900)	4,800 (500)

* 29年度は制度改正前。資産割が廃止となったため、固定資産を有していない被保険者を前提に記載
 * () は、引上げ率

(2) 標準保険料率の推移

年度	医療分			後期分			介護分		
	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円
30	6.00	23,926	17,036	2.31	9,170	6,529	1.93	10,052	4,848
R元	6.21 (+0.21)	25,187 (+1,261)	17,885 (+849)	2.29 (△0.02)	9,194 (+24)	6,529 (0)	2.00 (+0.07)	10,424 (+372)	4,949 (+101)
2	6.07 (△0.14)	24,880 (△307)	17,345 (△540)	2.33 (+0.04)	9,394 (+200)	6,549 (+20)	2.14 (+0.14)	11,005 (+581)	5,598 (+649)
3	6.26 (+0.19)	25,622 (+742)	17,827 (+482)	2.52 (+0.19)	10,065 (+671)	7,003 (+454)	2.51 (+0.37)	12,673 (+1,668)	6,475 (+877)
4	6.43 (+0.17)	27,503 (+1,881)	18,089 (+262)	2.43 (-0.09)	10,098 (+33)	6,641 (-362)	2.55 (+0.04)	13,101 (+428)	6,538 (+63)

* 激変緩和措置後の標準保険料率。ただし、令和3年度から激変緩和措置対象外となった。
 * () は前年度比

(3) 年度別 標準保険料率との乖離

年度	医療分			後期分			介護分		
	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円
30	0.40	△474	△464	0.51	△130	29	0.73	1,652	548
R元	0.61	787	385	0.49	△106	29	0.80	2,024	649
2	0.47	480	△155	0.53	94	49	0.94	2,605	1,298
3	0.66	1,222	327	0.72	765	503	1.31	4,273	2,175
4	0.73	2,903	489	0.53	598	41	1.05	3,801	1,738

* 乖離は、税率と激変緩和措置後の標準保険料率との差（△は税率が標準保険料率を上回る場合）
 ただし、令和3年度から激変緩和措置対象外となった。

2 直近の税率と標準保険料率との乖離 【全体】

(1) 税率及び引上げ率

年度	所得割%	均等割円	平等割円
29	7.60 (0.30)	39,800	32,900
30	8.60 (1.0)	42,100 (2,300)	28,300 (△4,600)
R4	9.10 (0.5)	43,400 (1,300)	29,000 (700)

* 29年度は制度改正前。資産割が廃止となったため、固定資産を有していない被保険者を前提に記載

* () は、引上げ率

(2) 年度別 標準保険料率との乖離

年度	所得割%	均等割円	平等割円
30	1.64	1,048	113
R元	1.90	2,705	1,063
2	1.94	3,179	1,192
3	2.69	6,260	3,005
4	2.31	7,302	2,268